

請願文書表 令和元年10月盛岡市議会定例会（令和元年10月21日）

受理番号	受理年月日	請願の要旨	提出者及び紹介議員	付託委員会
11	R1.10.9	幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援の更なる充実に関する請願	■■■ 盛岡市保育所協議会 会長 ■■■ (紹介議員) 竹田浩久 中村亨 神部伸也 村上貢一 池野直友 鈴木俊祐	教育福祉常任委員会
12	R1.10.9	幼児教育・保育の無償化に関わる要望を求める意見書の提出を求める請願	■■■ 岩手県保育連絡会 会長 ■■■ (紹介議員) 中村亨 神部伸也 鈴木俊祐	教育福祉常任委員会
13	R1.10.9	生活保護基準引き下げ中止を求める請願	■■■ 盛岡生活と健康を守る会 会長 ■■■ (紹介議員) 中村亨 神部伸也 鈴木俊祐	教育福祉常任委員会
14	R1.10.9	エアコンの支給や補助を求める請願	■■■ 盛岡生活と健康を守る会 会長 ■■■ (紹介議員) 中村亨 神部伸也 鈴木俊祐	教育福祉常任委員会

令和元年 10月 9日

幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援の  
更なる充実に関する請願書

紹介議員

竹田 造久

中村 実

神部 伸也

村上 貢一

池野 直友

鈴木 俊祐

請願第 11 号



# 幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援の更なる充実に関する請願書

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様



## 請願の趣旨

1. 子育てに優しい町「もりおか」の実現に向け、子育て支援の更なる充実をお願い致します。

## 請願の理由

幼児教育・保育の無償化が本年10月から実施されることとなりました。それに伴い、これまで盛岡市が単独で行ってきた利用者負担軽減などの財源が、子ども・子育てとは無関係の分野に充てられてしまうのではないかと不安視する声も聞かれています。財政状況を理由に、子どもの育ちを支える環境が疎かになるようなことはあってはなりません。

つきましては、今般の無償化を機会に、盛岡市の子ども・子育て支援がより一層充実するよう、下記の点について請願申し上げます。

## 記

1. 負担軽減による財源を地域における子育て支援の更なる充実に活用してください。

幼児教育・保育の無償化により、これまで独自に利用者負担軽減を行っていた市町村は財政負担が軽減されます。内閣府は自治体がこの負担軽減による財源を地域における子育て支援の更なる充実に活用するよう、令和元年5月30日に開催した都道府県等説明会において説明を行いました。

また、平成30年12月28日の関係閣僚合意「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」においても、「今般の無償化が、こうした自治体独自の取組と相まって子育て支援の充実につながるようになることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取組の財源を、地域における子育て支援の更なる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要である。」としています。

なお、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う財政負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされていますが、実施から半年間（令和元年10月～令和

2年3月)は、国の10/10負担となり、地方による財政負担はありません。

参考資料1:『幼児教育・保育の無償化に関する令和元年度予算について』  
(令和元年5月30日 都道府県等説明会資料)

## 2. 消費税の税率引き上げ分は「少子化に対処するための施策」の財源としてください。

幼児教育・保育の無償化は、消費税の税率引き上げ分を財源として実施されます。消費税は目的税であり、その用途は社会保障の経費に限られています。消費税法第1条第2項には「消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と明記されています。今般引き上げられる2%分についても、その用途は限定されています。

参考資料2:『消費税率の引上げと用途の明確化(税制抜本改革)』  
(財務省HP [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d05.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d05.htm))

## 3. 盛岡市が子育て支援の重要性と、幼児期における「食育」の活動を推進していく姿勢を示すために、3歳以上の全家庭の給食材料費(副食費)公定価格で積算されている、一人月額4,500円を無償化もしくは一部を補助していただきたい。

給食の食材費(副食費)が原則として無償化の対象から外されることになり、保育所においては今までになかった給食材料費の徴収が始まることになります。国では年収360万円以下の家庭は無償にする方針を出しましたが、岩手県議会や他市町村でも補助もしくは一部補助を検討しているようです。その内容によりますと、さらに家庭の所得に応じた細かな補助が行われることが検討されています。それにより家庭や子どもによって補助額が変動することになり、保育所がこれまで行ってこなかった各家庭の所得の状況を細かく把握する必要が生じます。具体的には、家庭の所得状況を把握している市が、その情報を各保育所に伝え、保育所が各家庭の情報を管理することになるため、個人情報保護の観点から見て大いに問題があります。

また、食材費の設定を各園が独自に行うことになれば、各園で格差が生じ、過度競争が行われ、給食の質の低下を生むことも予想されます。保育所の給食は、栄養の管理は言うまでもなく、「食育」の重要性のもと、農作物を育て収穫する活動など、幼児期の教育の場面にあって中心的な位置づけを持つものです。これまで市指導のもと、市内各保育所の「食育」の取り組みは、農業を主幹産業と位置付ける盛岡市にとって、重要な施策といってよいものがありましたし、今後も重要と考えます。今回、給食材料費が原則として無償化の対象から外されたことが、保育所の給食や「食育」の質の低下を招くことがないよう、市民と行政が一体となり、幼児期の子どもの育ちを保障すべきです。

以上

盛岡市保育所協議会 会長

社会福祉法人 一誠会 下太田保育園

令和元年10月9日

幼児教育・保育の無償化に関する要望を求める意見書の提出を求める請願書

紹介議員

伊村 宏  
鈴木 後祐  
神部 伸也

1. 国に対して「幼児教育・保育の無償化に関する要望書」を提出してください。

- ① 給食食材料費を無償化の対象にしてください。

理由 保育所は制度発足以来、3歳以上児の副食費、3歳児未満の副・主食費を公費負担の対象にしてきました。さらに、3歳以上の主食費の公費負担化が求められてきました。

食材料費全体の実費負担化は、その保育関係者の願いに逆行するものであり、児童福祉として明らかな後退です。なにより、低所得者層を中心に負担増を引き起こしかねず、無償化と矛盾しています。

給食は保育の一環です。実費徴収となれば、保育の現場で様々な問題が生じます。保育における給食・食育の重要性や、子どもの貧困状況などを考えると、実費徴収化ではなく、給食を実施している幼稚園も含め、すべての子どもの食材料費を、公費負担・無償化の対象にしてください。

- ② 0~2歳児なども含め、無償化の対象を拡大してください。

- ③ 無償化の財源をとられることで、保育の質的量的拡充が停滞するがないように、国として十分な予算を確保してください。

- ④ 公立保育所等の無償化についても、自治体負担が増すがないように、必要な措置を講じてください。

盛岡市議会

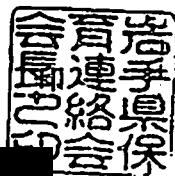
議長 遠藤政幸 様

請願第 12 号

団体名 岩手県保育連絡会

代表者氏名 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]



# 生活保護基準引き下げ中止を求める請願書

盛岡市議会議長  
遠藤 政幸 様

2019年 10月9日

請願第 13 号

請願人氏名 盛岡生活と健康を守る会  
会長

請願人住所 [REDACTED]

紹介議員

鈴木俊祐  
神部伸也  
甲子宣言

## 【請願趣旨】

日ごろから、住民の暮らしと健康を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。生活保護基準が2018年10月1日から引き下げられました。さらに19年、20年も引き下げられる予定です。生活保護費は、すでに2013年からの3年間で最大10%もの戦後最大規模の引き下げが行われています。

生活保護の度重なる引き下げで、利用者は、食事や入浴の回数を減らしたり、交際費を捻出できず親類や友人ととの交流を絶ち、孤立する人が増えています。ただ生きるだけの生活は、健康で文化的な生きがいのある生活とは程遠いものです。

保護基準引き下げについて、国連人権高等弁務官事務所の人権専門家は、「貧困層の社会保障を脅かす生活保護基準削減」「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない」と、基準引き下げに警告を発しています。

基準の引き下げは生活保護の利用者だけの問題ではありません。住民税の非課税額や就学援助、保育料など国の47制度と連動して、影響を及ぼします。基準の引き下げは社会保障の土台を搖るがし、格差と貧困を一層広げるものです。

以上のことから、次の請願事項について国及び関係機関に対し、地方自治法規定の意見書を提出していただきますように請願いたします。

## 【請願事項】

- 1 生活保護基準引き下げを直ちに中止すること



# エアコンの支給や補助を求める請願書

盛岡市議会議長  
遠藤 政幸 様

2019年10月9日

請願第 14 号

請願人氏名

盛岡生活と健康を守る会  
会長

請願人住所

紹介議員

鈴木俊祐  
神部伸也  
伊東亨



## 【請願趣旨】

日ごろから、住民の暮らしと健康を守るためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

昨年に続き、今年の夏も盛岡市でも摂氏 35 度を超える猛暑日が記録されるなど、夏の熱中症対策は命にかかわる問題になっています。エアコンなしに命を守れなくなっています。

盛岡市内に在住の 77 歳の何度も内臓を手術している女性は、「この夏は暑くて朦朧としている日がつづき、食欲はなくなりご飯も食べられなくなった。どこかエアコンのある部屋に引っ越したい」と訴えています。生活保護を 7 年前から利用していて、購入費を捻出できずに困っています。昨年 4 月からの生活保護利用者の希望者にはエアコンが支給されていますが、全ての生活保護利用者の希望者にエアコンを支給してくださるようお願いします。また、生活保護を利用していない生活保護基準以下の世帯の希望者にもエアコンの補助制度をつくってくれるようお願いします。

以上のことから、次の請願事項について国及び関係機関に対し、地方自治法規定の意見書を提出していただきますように請願いたします。

## 【請願事項】

- 1 生活保護利用者の希望者全員にエアコン支給すること
- 2 生活保護を利用していない生活保護基準以下の世帯のエアコン希望者には、補助制度をつくること